

船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市、地域住民、事業者が協働して公共交通不便地域を解消することを目的に、船橋市地域公共交通活性化協議会で協議の調った事業を行う際に要する経費について、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乗合事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「地域住民の要請」とは、単独又は複数の町会、自治会等で形成される地域組織からの要請をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市が定めた公共交通不便地域において、地域住民の要請の下、乗合事業者が公共交通不便地域を解消するために行う事業を言う。なお、既存バス路線の不採算路線に対する運行補助は、補助対象事業外とする。

- 2 地域住民は、補助対象事業の実施に対し、地域で発生する様々な問題等を解決するように務めるとともに、利用の促進に務めなければならない。また、市長が求める調査に協力しなければならない。
- 3 事業者は、補助対象事業の実施に対し、安全運行や、費用の削減、利用者の増加に務めるとともに、市長が求める調査に協力しなければならない。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、前条第1項を実施する乗合事業者とする。

(試験運行)

第5条 試験運行期間は、1年間を基本とする。

- 2 本格運行へ移行するための基準は、試験運行開始してから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができる。また、既存バス路線への影響が軽微であることとする。
- 3 本格運行へ移行するための基準を下回った時は、改善点等が検討され、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立った場合のみ、改善を行い、試験運行期間をさらに1年間延長できる。延長した時の本格運行へ移行するための基準は、改善を行ってから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。改善点等が検討されても、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立たない時や、改善を行ってから6ヶ月の結果についても運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった時には、運行を終了する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。
- 4 試験運行から本格運行へ移行する際に、空白期間が生じないように移行期間を設けることができる。

(試験運行時の補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費の額は、運行経費から運賃収入等の経常収益を減じた額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とする。

- 2 運行経費は、次式によって算出する。

当該補助対象系統の見積もりによる実車走行キロ当たり経常費用の見込額

×当該補助対象系統の計画実車走行キロ

ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、国土交通省が定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用×当該補助対象系統の計画実車走行キロ

- 3 車両費は減価償却費として実車走行キロ当たり経常費用に含むことを基本とする。なお、路線限定の車両となる場合は、車両費を除いた当該補助対象系統の見積もりの実車走行キロ当たり経常費用と車両償却費を除いた国土交通省が定める地域キロ当たり標準経常費用を比較し、額が少ないものに、車両費を加えたものを運行経費とする。
- 4 補助金の額は補助対象経費から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(本格運行)

第7条 運行を継続するための基準は、毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できた場合とする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができる。

- 2 毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合、改善点等を検討し、運行経費の50%を運賃収入等により確保するようにする。2年連続で、4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合は、運行を中止する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 2年連続で運行経費を運賃収入等により確保することが出来た場合、補助対象事業者と協議のうえ、乗合事業者による完全民営事業とすることができる。

(本格運行時の補助対象経費及び補助金の額)

第8条 補助対象経費の額は、運行経費と運賃収入等の経常収益の見込額との差額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とする。ただし、運行経費の50%に相当する額を限度とする。

- 2 運行経費は、次式によって算出する。

当該補助対象系統の見積もりによる実車走行キロ当たり経常費用の見込額

×当該補助対象系統の計画実車走行キロ

ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、国土交通省が定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用× 当該補助対象系統の計画実車走行キロ

- 3 車両費は減価償却費として実車走行キロ当たり経常費用に含むことを基本とする。なお、路線限定の車両となる場合は、車両費を除いた当該補助対象系統の見積もりの実車走行キロ当たり経常費用と車両償却費を除いた国土交通省が定める地域キロ当たり標準経常費用を比較し、額が少ないものに、車両費を加えたものを運行経費とする。
- 4 経常収益の見込額は、次式によって算出する。
当該路線の実車走行キロ当たり経常収益の見込額

×当該補助対象系統の計画実車走行キロ

実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、前年における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり運賃による収益の実績額以上の額及び、前々年度における運行事業者の雑収入及び営業外収入実績額により算出する。

5 補助金の額は補助対象経費から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、運行開始の日から起算して10日以内に申請しなければならない。

- (1) 運行計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度収支決算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付決定を行う。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。

(交付条件)

第11条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付する。

- (1) 運行内容について変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 運行を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 運行の継続が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(交付決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(運行計画の変更等の承認申請)

第13条 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、運行計画を変更（金額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）し、又は運行を中止しようとするときは、速やかに船橋市公共交通不便地域解消事業計画変更・中止申請書（第3号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第14条 市長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めたときは、船橋市公共交通不便地域解消事業変更承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止の承認を受けたときを含む）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市公共交通不便地域解消事業実績報告書（第5号様式）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 輸送実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたとき

は、交付すべき補助金の額を確定し、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金確定通知書（第 6 号様式）（以下「確定通知書」という。）により、当該補助事業者へ通知する。

- 2 市長は、補助事業者が補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、交付決定通知額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（交付時期）

第 17 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付請求書（第 7 号様式）（以下「請求書」という。）により市長に請求しなければならない。

（関係書類の整理）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 19 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、その財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数）の期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 2 0 日から施行する。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。